

2021年12月1日

お取引様各位

株式会社益製作所

〒783-0064

高知県南国市宍崎308番地

電話088-862-2220

FAX088-862-2832

※下記の事項を必ずご確認頂き、ご了承頂いた上でお願いします。

修理見積依頼品について

修理見積依頼品については、必ず当社に修理見積依頼品を送る前にメールまたはFAXにてご連絡下さい。

電話でのご連絡または連絡なしに当社に修理見積依頼品を送ることはしないで下さい。

なお、修理見積依頼品に「御社情報および製品の不具合箇所など」を記載した書類を同梱して下さい。

修理見積の有償化について

2019年10月1日より修理見積諸費用を有償化とさせていただきます。

- ① 修理見積依頼時に製品の機種名をお知らせ下さい（不具合箇所もお知らせ下さい）。
- ② 修理見積諸経費を提示させていただきます。
- ③ 修理見積諸経費＋消費税をご入金下さい。※お取引先によっては後払い可能
- ④ 当社に修理依頼品をお送り下さい（不具合箇所等を文書にて同梱して下さい）。
- ⑤ 修理依頼品到着後、分解して必要交換部品等を調査し、修理見積金額を算出します。
- ⑥ お客様に修理見積【修理伝票】を提示致します。
- ⑦ 修理伝票をご確認後、修理を依頼される場合は修理見積有効期間内に注文書をお送り下さい。
その際、修理見積発行日（右上記載）、修理依頼機種名、修理総合計金額（修理伝票参照）、御社名・担当者名・住所・メール・電話番号・FAX番号・修理品の送り先を記入して下さい。
- ⑧ 注文書を確認後、修理を行います。
- ⑨ 修理完了後、御社指定送り先にお送りさせていただきます。
※納品書・請求書は御社にメールにてお送りさせていただきます。
※送り状をメールかFAXさせていただきます。
- ⑩ お支払方法は、修理見積（修理伝票）に記載の通りでお願いします。

修理見積依頼品の返品および廃棄処分について

修理見積依頼品は当社に到着後、修理見積金額を算出するために一度修理見積依頼品を分解致します。

よって、**修理せずに返品の場合は、分解したままの状態を着払いにての返品**となります。

お客様のご要望で、分解した状態から元の状態（修理見積依頼品が当社に到着した時の状態）に戻しての返品の場合は、有償となります（状態によっては、元に戻らない場合が御座います）。その場合は、別途見積をさせていただきます。なお、元の状態（修理見積依頼品が当社に到着した時の状態）に戻らない場合は、上記別途見積金額の半額を請求させていただきます、分解した状態での返品（着払い）か廃棄処分とさせていただきます。

見積有効期間内に回答がない場合

修理見積（修理伝票）の有効期間は、原則、見積発行日より7日間となっております。

見積有効期間内に修理されるか修理されないか（返品または廃棄処分）についての回答がない場合および場合によっては修理金額（修理見積諸経費など）のお支払いが期日までにない場合は、当社で修理見積依頼品を廃棄処分とさせて頂く場合が御座います。その場合であっても「修理見積諸経費」は請求させていただきます。

※修理見積をお送りした後、見積有効期間を過ぎてもお客様より何も連絡がなく、当社工場内で修理見積依頼品が分解した状態で放置された状態が続くと当社の他の作業に支障が出る場合が御座います。修理見積依頼品を分解した部品の紛失や工場作業員のケガ等を防止するためにも見積有効期間内にご連絡をお願いします。

なお、**上記のご連絡は、必ずメールでお願いします。**

電話のみの場合、双方の聞き取り間違い等が御座いますのでご協力をお願いします。

●当社メールアドレス `info@masuseisakusyō.com`

●修理見積依頼品送り先 株式会社益製作所

〒783-0064 高知県南国市宍崎308番地

電話088-862-2220

FAX088-862-2832

< 備考 > **機種名、修理伝票番号**（右上記載）**XXXX-XXXX-X**

●振込先 高知銀行南支店 普通預金 No. 0488818

株式会社益製作所

カ) マスセイサクショ